

鳥取縣公報

昭和二十六年三月十六日 金曜日
第二千九百九十二号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

條例

◇鳥取縣條例第十二号

昭和二十三年十二月鳥取縣條例第八十号鳥取縣引揚同胞
対策審議會設置條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣引揚同胞対策審議會設置條例中改正條例

附則中「二年」を「三年」に改める。

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十五年十二月十八
日から適用する。

規則

◇鳥取縣規則第十二号

大正十五年七月鳥取縣令第百十三号開墾地移住奨励規程
は廢止する。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第十三号

昭和二十四年八月鳥取縣規則第七十七号市街地建築物法
に基く建築認可手数料規則は廢止する。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

訓令

◇鳥取縣訓令第五号

次に掲げる訓令は廢止する。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、北海道團結移住ニ関スル要領(明治二十八年三月鳥取縣訓令第二十二号)

一、北海道国有未開地ノ貸付ヲ受ケンカ爲メ証明ヲ出願スルモノアルトキ報告方(明治三十二年十一月鳥取縣訓令第百一十一号)

一、北海道移住民規則第三條ニ依リ團結移住者ニ對シ証明ヲ与ヘタルトキ報告方(明治四十四年一月鳥取縣訓令第第三号)

告示

鳥取縣告示第百十八号

次の者に対し兒童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三條第一項第一号の規定による保母資格証明書を交付した。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市湯所町一四ノ二番地 奥田富野

鳥取縣告示第百二十号

建設業法第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる營業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登録(一八)第一八号	昭和二十四年十月十日	元日進土建有限公司	米子市	取締役社長 米子市
		改日進土建株式会社	米子市	取締役社長 森本繁藏

鳥取縣告示第百二十一号

次に掲げる告示は廢止する。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、鳥取縣緊急開拓事業幹線道路建設事務所規程(昭和二十一年十二月鳥取縣告示第五百十二号)

一、鳥取縣管關墾事務所規程(昭和二十二年三月鳥取縣告示第八十一号)

鳥取縣告示第百二十二号

建設業法(昭和二十四年五月法律第百号)第十四條第四号の規定による廢業届があつたので、同法第十五條第一項第一号の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十六年二月十四日まつ消した。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる營業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登録(一七)第一七二号	昭和二十五年七月二十一日	松本組	西伯郡上道村一	松本武之

鳥取縣告示第百二十三号

狂犬病予防法(昭和二十五年八月法律第二百四十七号)第十五條の規定により当分の間次の犬の狂犬病發生都府縣より犬の移入を禁止する。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

犬の狂犬病發生都府縣
東京都、大阪府、神奈川縣、千葉縣、埼玉縣、茨城縣、群馬縣、栃木縣、靜岡縣、兵庫縣

